



一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 6月 1日～ 2026年 5月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員
に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2021年 6月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 2026年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び園内
回覧などによる職員への周知

目標2：25年 4月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用
できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 25年 4月～ 制度導入開始
- 令和 3年 8月～ 制度導入している社員へのアンケート結果の回覧周知

目標3： 2021年 7月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の
拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就
業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）
）で取得できる制度など。予防接種等

<対策>

- 2021年 7月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 2021年 7月～ 子の看護休暇制度の拡充導入、園内回覧などによる職員への周知

仲里	玉寄	池尻	諸見里	山内	金城	和枝	比嘉	仲門	裕美
									
大浜	高嶺	前山	村山	輝之	濱本	森田			
									